

始



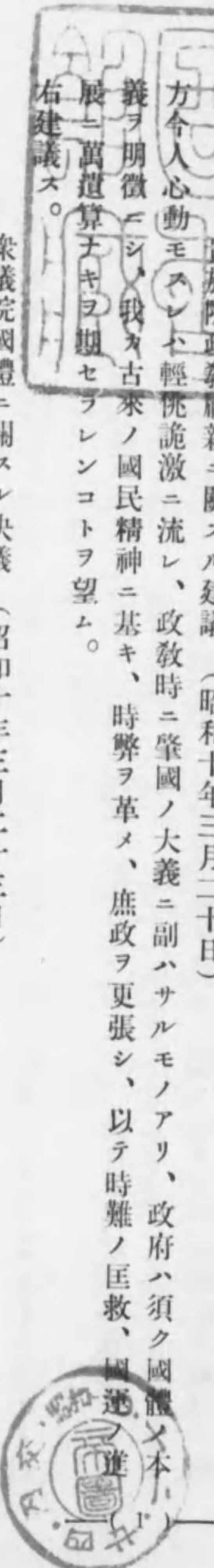
76W10450  


# 國體論

今日の龍門社秋季總集會に當り、國體論と題して、我國體に關する古來の思想に就て諸君の御清聽を煩  
あししたいと思ひます。之は實に我邦存立上最も大切な問題であつて、各人の心得て置かねばならぬこ  
とであります。抑も我國體に關する觀念に付て、今春以來議論やかましく、終に貴衆兩院の建議又は決  
議となり、終に政府に於て國體主義の明徴に付聲明書を發することとなつたのであります。即ち、

貴族院政教刷新ニ關スル建議（昭和十年三月二十日）

方今人心動モハシテ輕佻詭激ニ流レ、政教時ニ肇國ノ大義ニ副ハサルモノアリ、政府ハ須ク國體メ本  
義ヲ明徴ニシム我々古來ノ國民精神ニ基キ、時弊ヲ革メ、庶政ヲ更張シ、以テ時難ノ匡救、國運  
展ニ萬遺算ナキヲ期セラレンコトヲ望ム。



衆議院國體ニ關スル決議（昭和十年三月二十三日）

國體ノ本義ヲ明徴ニシ、人心ノ歸趣ヲ一ニスルハ、刻下最大ノ要務ナリ、政府ハ崇高無比ナル我國體  
ト相容レサル言說ニ對シ、直チニ斷乎タル措置ヲ取ルヘシ。  
右決議ス。

政府聲明書（昭和十年八月三日）

恭シク惟ミルニ、我カ國體ハ天孫降臨ノ際下シ賜ヘル御神勅ニ依リ昭示セラル所ニシテ、萬世一系  
ノ天皇國ヲ統治シ給ヒ、寶祚ノ隆ハ天地ト與ニ窮ナシ。サレハ憲法發布ノ御上諭ニ、「國家統治ノ大

權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ」ト宣ヒ、憲法第一條ニハ、「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と明示シ給フ。即チ大日本帝國統治ノ大權ハ、儼トシテ天皇ニ存スルコト明ナリ。若シ夫レ統治權カ天皇ニ存セスシテ、天皇ハ之ヲ行使スルノ機關ナリト爲スカ如キハ、是レ全ク萬邦無比ナル我カ國體ノ本義ヲ憲ルモノナリ。

近時憲法學說ヲ繞り、國體ノ本義ニ關聯シテ兎角ノ論議ヲ見ルニ至レルハ、寃ニ遺憾ニ堪ヘス。政府ハ愈々國體ノ明徴ニ力ヲ効シ、其精華ヲ發揚センコトヲ期ス。乃チ茲ニ意ノ在ル所ヲ述ヘテ、廣ク各方面ノ協力ヲ希望ス。

然るに右政府の聲明は、陸海軍其他の方面に於て不十分なりとし、更に政府に向つて要望する所あり、

十月十五日政府は熟議の結果左の如く第二次聲明を發した。

曩ニ政府ハ國體ノ本義ニ關シ所信ヲ披瀝シ、以テ國民ノ嚮フ所ヲ明ニシ、愈々ソノ精華ヲ發揚センコトヲ期シタリ。

抑々我國ニ於ケル統治權ノ主體カ天皇ニマシマスコトハ、我國體ノ本義ニシテ、帝國臣民ノ絕對不動ノ信念ナリ。帝國憲法ノ上諭竝條章ノ精神モマタコヽニ存スルモノト拜察ス。然ルニ漫リニ外國ノ事例學說ヲ援イテ我國體ニ擬シ、統治權ノ主體ハ天皇ニマシマサスシテ國家ナリトシ、天皇ハ國家ノ機關ナリトナスカ如キ、所謂天皇機關說ハ、神聖ナル我國體ニ戻リ、其本義ヲ憲ルノ甚シキモノニシテ、嚴ニ之ヲ芟除セサルヘカラス。政教ソノ他百般ノ事項總テ萬邦無比ナル我國體ノ本義ヲ基トシ、ソノ眞髓ヲ顯揚スルヲ要ス。

政府ハ右ノ信念ニ基キ、コヽニ重ネテ意ノアル所ヲ闡明シ、以テ國體觀念ヲ愈々明徴ナラシメ、ソノ實績ヲ收ムルタメ、全幅ノ力ヲ効サンコトヲ期ス。

元來我國體は右政府聲明の如く、天照皇大神の神勅に、

革原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可レ王之地、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當與天壤無窮者矣。

とあるに依り明白であつて、殆ど論究の必要なきものである。然しながら安政年間に至り、我國政が鎖國より開國に轉じて以來、歐米の學術及思想盛に我國に流入し、爲に國民思想の上に動搖を來し、政道に影響を及ぼすの虞あるを以て、明治二十三年十月三十日教育勅語を下し賜ひ、臣民の遵守すべき道を明示せられました。

朕惟フニ我皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヨーニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ボシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト共ニ拳々服膺シテ咸其德ヲニセんコトヲ庶幾フ

とあります。是より先き明治二十二年二月憲法發布せられ、又皇室典範の御制定あり、之に伴ふ告文・勅語・詔勅・上諭を發せられ、我國體の本義は愈々明白となつたのであります。然るに此明白なる國體の觀念に就て、今春以來議論を生じ、今尙世論囂々たるものあるは、畢竟するに西洋學說の祟りと云ふの外はないと思ひます。

然し洋學の我邦に傳はつたずつと以前に、支那・朝鮮から儒學が傳はり、印度から支那・朝鮮を經て佛教が傳はり、我が國體に關し略同様の問題を生じたのであります。其適例として巖垣龍溪の書いた十八

史略の序文を引證します。十八史略は明の洪武年間に曾先之が編次した支那の古代から南宋の終りまでの簡略な歴史で、支那の大體の歴史を知るに便利であるから、明治維新前漢學塾では、四書の素讀が終ると讀ましたもので、十三四歳で十八史略を讀むと云へば、彼は神童なりと驚嘆の眼を以て見られたものであります。私の幼時読みたる十八史略（支那には此外に元・明・清・中華民國等の時代があり、支那人の國體に關する觀念は我と大に異なるものがある。）は、我邦天保年間の京都の版本であります。其開卷第一に、京都の儒者巖垣龍溪の序文が附いて居る。龍溪は漢學者ではあるが、我國體の思想に付て、如何に注意深かつたかが察せられます。而して彼の此序文に言明したる國體思想は、當時我邦の正當なる一般の思想を代表するものと見て差支ないのであります。依て茲に其序文の全文を掲ぐることにします。但、龍溪が儒佛二教の弱點攻撃に用ひたる文句に付ては、當時の思想に基くとは云へ、同意し難いもののあることを注意する必要があります。

松苗居常語門人曰、佛學固害世道、而儒學亦誤人心。蓋溺于佛者惑因果之誕、專爲後身之地、其弊至於殄滅良心、而竟以忘國恩。醉於儒者知澤民爲仁、而不知議君上之非義、其弊至君爲輕民爲重。是皆由學二教而不得其宜、遂致背我邦尚義之俗、不可不察焉。我邦上古稱瑞穗國、瑞穗即美穀也。神道正直猶五穀、二教猶藥石、不中病則反爲毒矣。自開闢神皇一播此種以來、養民以美穀、教人以神道、積歷世之久而尚義之俗成矣。是以獨尊天下之冠絕萬國也。故身心清潔、見義明決者、得稱大日本人。或昧於君臣大義者、命爲胡人。以胡俗食獸肉、心血濁也。邦俗之美、土產嘉穀、人有良心、上下守分三千矣。其間非無亂世、然同等爭雄、同下相殺者耳、未嘗有覬覦神器者、脫一有之、則天誅旋至、如響應聲。豈非國神在天之靈、爲之照護哉。宜矣皇統悠久、與天地無限。而世之末學腐儒、讀漢土史籍、噉々然稱、代德爲義、弔民爲仁、以湯武革命爲天與人歸、斥東周之尸位、而惜霸主之不王、何無忌憚之甚也。動議君德之賢否、失人臣之義、自以爲孔氏之徒、而不知爲孔氏之罪人也。孔聖既爲周人、宜諱國也。

惡然猶論樂則謂武未盡善、歷敍群聖則推文王至德、而不及湯武、論古賢則數稱夷齊、而不取伊呂、其微旨可知也。孔子不得顯斥湯武、而懼大義湮憊。故筆削春秋、尊君抑臣、以垂萬世之教。於是乎君臣之義明矣、反逆之罪定矣、而湯武放誅之獄可斷也。後世學孔氏而不得微旨者爲孟軻。傳春秋而乖戾聖意者爲左氏。二子皆未得爲孔氏之徒、況乎背尚義之國俗、尊外國之陋風、豈非孔門之罪人耶。嗚呼不厭精於瑞穗之士、而失天生固有之良心、曲學之弊至此、可不畏歟。我邦臣民、惟知尊戴天皇、如天如日而已。求之漢土、獨有帝堯一人、而其子不肖、不能承統、遂使後世放伐相踵、以爲國風之陋、堯德不及我天照皇遠矣。然則中世以後徵用漢藉何也。特考禮樂刑政之異同、治亂得失之事蹟耳、如君臣大義、何資於彼焉。譬如飽膏梁者不廢藥石、不時之用也。此之不察而遽治儒學、其不背國俗、而戾孔氏者幾希矣。學者須先辨春秋大義、以明湯武之爲逆賊、而後涉諸史、庶乎其無弊也。頃日十八史略補正再刻成、因書以爲讀史之法。

天保九年戊戌孟春。

從五位上行大舍人助攝音博士源朝臣松苗撰於平安東洞遵古堂。

又巖垣龍溪の八田知紀の著桃岡雜記の序に曰く、

世の學に志す者は必ず先づ書を讀む、書は必ず先づ外國の經史より入る、目染み耳濡ひ、終に先入を尊信して主と爲すに至り、而して皇國の古典籍の何物たるかを知らざるなり。是の故に世を論じ事を議する毎に、輒ち之を漢籍に徵し、彼を本とし、我を末とすること、猶ほ僧徒の蠻佛を以て本地と爲し、國神を垂跡と爲すが如きなり。而して其學各々癖する所有り、或は周人たり、或は漢人たり、或は唐宋人たり、明清人たるに至りては、又益々甚し。竟に一人の大日本人たる者無し。是れ己が身の皇國に生れたるを忘るなり。嗚呼悲しいかな。云々。（下略）

右龍溪の我邦君臣の義に付ての議論は絶對的であるが、萬一君主が無道であつた場合には如何との點に付て、古來學者間に一致を缺くものがあつた。是れ龍溪が特に絶對的に立論して、孟軻と左氏との二子

の説を痛撃したる所以であります。此點に付て神皇正統記の著者北畠親房が、其所説に多少透明ならざるものがあり、世の非難を免れぬ所であります。親房は建武中興の元勳であり、當時の大政治家・大學者であり、神皇正統記は、親房が南朝復興の爲、東西奔走、苦心慘澹の極、常陸國關・城に籠城中執筆して、我國體を明かにし、尊王の大義を高調したものであるだけ、それだけ世の注目を惹くのであります。神皇正統記第三卷に曰く、

\*第二十六代武烈天皇は仁賢の太子、御母は大娘オホイラブ、雄畧の御女なり、己卯の年即位、大倭の泊瀬ハセツラ列城の宮にまします。性さがなくまして、惡としてなさずと云ふことなし。依りて天祚も久しからず、仁徳ニンテクさしも聖徳セイテクましマシしかど、此皇胤コヨニにたえにき。聖徳はかならず百代にまつらる春秋に見ゆ。とか見えたれども、不徳の子孫あらば其宗を滅すべき先蹟甚だおほし。されば上古の聖賢は、子なれども慈愛におぼれず、器にあらざれば傳ふることなし。堯の子丹朱不肖なりしかば、舜に授け、舜の子商均、又不肖にして、夏の禹に譲られしがごとし。堯舜よりこなたには、猶天下を私にする故にや、かならず子孫につたふる事になりしが、禹の後に、桀暴虐にして國をうしなひ、殷の湯、聖徳ありしかども、紂が時無道にして永くほろびにき。天竺にも佛滅度百年の後、阿育と云ふ王あり、姓は孔雀氏、王位につきし日、云々。(中略)九十六億千の金をして、功德に施せる人なりき。其三世の孫弗沙密多羅王の時、惡臣のすゝめによりて、祖王の立てたりし塔婆を破壊せんと云ふ惡念をおこし、もろもろの寺をやぶり、比丘を殺害す。阿育王のあがめし雞雀寺の佛牙齒の塔をこぼたんとせしに、護法神いかりをなし、大山を化して王及び四兵の衆をおしころす。是より孔雀の種これ絶えにき。かゝれば先祖大なる徳有りとも、不徳の子孫、宗廟の祭を絶たん事うたがひなし。此天皇天下をおさめたまふ事八年、五十八歳おましマシき。

(附言)

#### 太功記十段目尼ヶ崎の段、武智光秀の詞に、

意恨を重る尾田春長、勿論三代相恩の主君でなく、我諫を用ひずして神社佛閣を破却し、惡逆日々に增長すれば、武門のならひ、天下の爲討取たるは我器量、武王は殷の紂王を討、北條義時は帝を流し奉る、和漢俱に無道の君を弑するは、民をやすむる英傑の志、女童の知る事ならず、云々。

右は光秀の母や妻の諫言に對する詞で、其母の諫言中には、

系圖正しき我家を、逆賊非道の名を穢す、不孝者共惡人共、たとへがたなき人非人、不義の富貴は浮べる雲、主君を討て高名顔、天子將軍に成たれ、野末の小家の非人にも、おとりしとはしらざるか。主に背かず親に仕へ、仁義忠孝の道さへ立ば、もつそ飯の切米も、百萬石に増るぞや、云々。

又序でながら申添へますが、古い武家時代の書物の中には、著者が不用意に國體に反する字句を用ひたもののがまゝあります。例へば太平記に鎌倉北條氏御討伐の御企を、「天皇御謀反の事」と記し、一谷嫩軍記熊ヶ谷陣屋の段に直實が妻の相模を叱る詞に、「抑も今度の戦は、敵と目指すは安徳天皇」とあるは、何れも不謹慎の用語であつて、根本の思想に錯誤があり、許容すべからざるものであります。陣屋の段は現在では、「敵と目指すは平家の一門」と改作して太夫が語つて居るのは當然の事であります。又徳川時代の學者が將軍を「王」と稱し、三王外記など云ふ書物を著はし、其他「山城天皇」などの文字を用ひて居るのは、何とも恐懼の至りであります。又徳川幕府が對外上止むを得ずとは申しながら、將軍を「大君」と稱したるなど、根本の思想上、甚しき不都合であります。

明治二十二年二月制定の憲法は、前記親房の疑問を明瞭に解決したのである。憲法第三條に曰く、

天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラズ

伊藤博文著憲法義解に曰く、

恭テ按スルニ、天地剖判シテ神聖位ヲ正ス、紀代蓋天皇ハ天縱惟神至聖ニシテ、臣民群類ノ表ニ在リ、欽仰スヘクシテ干犯スヘカラス。故ニ君主ハ固ヨリ法律ヲ敬重セサルヘカラス。而シテ法律ハ君主ヲ責問スルノ力ヲ有セス。獨不敬ヲ以テ其身體ヲ干瀆スヘカラサルノミナラス、併セテ指斥言議ノ外ニ在ル者トス。

憲法發布と同時に皇室典範の制定あり。其詔勅に曰く、  
天佑ヲ享有シタル我日本帝國ノ寶祚ハ萬世一系歴代繼承シ以テ朕カ躬ニ至ル惟フニ祖宗肇國ノ初大憲  
一タヒ定マリ昭ナルコト日星ノ如シ今ノ時ニ當リ宜ク遺訓ヲ明徵ニシ皇家ノ成典ヲ制定シ以テ丕基ヲ  
永遠ニ鞏固ニスヘシ茲ニ樞密顧問ノ諮詢ヲ經皇室典範ヲ裁定シ朕カ後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラ  
シム

伊藤博文著皇室典範義解に曰く、  
恭テ按スルニ、皇室ノ典範アルハ、益々其基礎ヲ鞏固ニシ、尊嚴ヲ無窮ニ維持スルニ於テ、缺クヘカラサルノ憲章ナリ。

祖宗國ヲ肇メ、一系相承ケ、天壤ト與ニ無窮ニ垂ル。此レ蓋言説ヲ假ラスシテ既ニ一定ノ模範アリ、  
以テ不易ノ規準タルニ因ルニ非サルハナシ。今人文漸ク進ミ、遵由ノ路、必憲章ニ依ル。而シテ皇室  
典範ノ成ルハ、實ニ祖宗ノ遺意ヲ明徵ニシテ、子孫ノ爲ニ永遠ノ銘典ヲ貽ス所以ナリ。  
皇室典範ハ皇室自ラ其ノ家法ヲ條定スル者ナリ。故ニ公式ニ依リ之ヲ臣民ニ公布スル者ニ非ス。而シ  
テ將來已ムヲ得サルノ必要ニ由リ、其條章ヲ更改スルコトアルモ、亦帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要セサ  
ルナリ。蓋皇室ノ家法ハ、祖宗ニ承ケ子孫ニ傳フ。既ニ君主ノ任意ニ制作スル所ニ非ス、又臣民ノ敢  
テ干涉スル所ニ非サルナリ。

皇室典範第一章皇位繼承第一條に曰く、

大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

伊藤博文著皇室典範義解に曰く、

恭テ按スルニ、皇位ノ繼承ハ祖宗以來既ニ明訓アリ、和氣清麻呂還奏ノ言ニ曰、我國家開闢以來、君  
臣分定矣、以臣爲君未之有也、天之日嗣、必立皇緒ト。〔中略〕  
祖宗ノ皇統トハ、一系ノ正統ヲ承クル皇胤ヲ謂フ。而シテ和氣清麻呂ノ所謂皇緒ナル者ト、其ノ解義  
ヲ同クスル者ナリ。皇統ニシテ皇位ヲ繼クハ必一系ニ限ル。而シテ二三ニ分割スヘカラス。天智天皇  
ノ言ニ曰、天無雙日、國無二王ト。故ニ後深草天皇以來數世ノ間、兩統互ニ代リ、終ニ南北二朝アル  
ヲ致シハ、皇家ノ變運ニシテ、祖宗典憲ノ存スル所ニ非サルナリ。  
以上本條ノ意義ヲ約説スルニ、祖宗以來、皇祚繼承ノ大義、炳焉トシテ日星ノ如ク、萬世ニ亘リテ易  
フヘカラサル者、蓋左ノ三大則トス。

- 第一 皇祚ヲ踐ムハ皇胤ニ限ル。
- 第二 皇祚ヲ踐ムハ男系ニ限ル。
- 第三 皇祚ハ一系ニシテ分裂スヘカラス。

皇室典範第十條に曰く、

天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

伊藤博文著皇室典範義解に曰く、

恭テ按スルニ、神祖以來、鏡・劍・璽・三種ノ神器ヲ以テ皇位ノ御守ト爲シタマヒ、云々。〔中略〕本  
條ハ皇位ノ一日モ曠闊スヘカラサルヲ示シ、及神器相承ノ大義ヲ掲ケ、以テ舊章ヲ昭明ニス。若乃繼  
承ノ大義ハ踐祚ノ儀文ノ有無ヲ問ハサルハ、固ヨリ本條ノ精神ナリ。  
再ヒ恭テ按スルニ、神武天皇ヨリ舒明天皇ニ至ル迄三十四世、嘗テ讓位ノ事アラス。讓位ノ例ノ皇極

天皇ニ始マリシハ、蓋女帝假攝ヨリ來ル者ナリ。(註略)聖武天皇・光仁天皇ニ至テ遂ニ定例ヲ爲セリ。此ヲ世變ノ一トス。其ノ後權臣ノ強迫ニ因リ、兩統互立ヲ例トスルノ事アルニ至ル。而シテ南北朝ノ亂、亦此ニ源因セリ。本條ニ踐祚ヲ以テ先帝崩御ノ後ニ即チ行ハル、者ト定メタルハ、上代ノ恒典ニ因リ、中古以來讓位ノ慣例ヲ改ムル者ナリ。

水戸の大日本史編纂に當り、皇統正閏を神器の存否によりて決すべしとの説を主持したる栗山拙齋(潛鋒)と、強く之に反対したる三宅觀瀧との争論の如きは、今後絶対に其必要を見ないのであります。明治十五年憲法制定に付伊藤博文公が取調の大命を蒙られたとき、一部には、我邦には不文の憲法あり、國體定まれり、改めて成文の憲法を作るの必要なからんと論ずる者があり、私等も其説を唱へたる一人であつたが、一般識者は成文憲法の必要を認め、明治二十二年二月十一日を以て憲法は公布せられ、翌二十三年十一月第一回の帝國議會の召集を見たのであります。其後憲政發達の状況を見るに、効果の大きなは論なきも、運用上兎角圓滿を缺くものがあり、殊に大正の御代に入つてからは、世界大戰の勃發より、歐米諸國に過激の思想が流行し、其弊我邦に傳播して、頗る憂慮に堪へざるものがあつた。茲に於て私等同志相謀つて一會を創立し、朱子の白鹿洞書院の掲示「明其道、不計其功。」の一節から取つて、會名を大日本明道會と定め、左の綱領を規約とした。

一、皇道ノ大義ヲ闡明シテ國民教化ノ大本ヲ樹立ス。

二、列聖ノ懿旨ヲ宣布シテ國運發展ノ基礎ヲ固成ス。

三、國體ノ精華ヲ發揚シテ世界文化ノ開進ニ裨補ス。

爾來私は同會の會長に推され、事業として専ら勤王文庫の編纂頒布に力を傾注しました。勤王文庫とは、列聖の詔勅・御製を始め、皇道に關する重要文書を蒐集し、國民教化の資料として、全國小學校・中學校に寄贈し、教育勅語の註釋經典たらしむることを目的とするものであります。別に又私は明治神宮奉

祀の大事業に參加し、其外苑の造設には理事長として之に當り、理想の中心を我國體教育の點に置いたのであります。次で關東地方大震火災の爲に燒失したる湯島聖堂の復興に付、理事長の重責に任じ、理想の中心を德育振興に置いたのであります。此等の事業は、國民の思想を善導し、我國體の大和民族の團結を鞏固にし、一心一徳、國家の繁榮を計り、世界人類の平和幸福を増進するに、如何に重要なかを了解せしむる爲、頗る効果多きを疑はぬのであります。

元來我日本の國體は、天照大神の神勅に基いて成長發達したものであつて、諸外國の如く、治者・被治者間の權利爭奪に基くものではありません。支那を始め世界の他の國々に於ては、國家は民族間相互の攻伐によつて興亡があり、國內の騷亂によつて革命があり、或は母國と植民地との關係分離によつて變化せるものある等、一樣でなく、我邦の如き古來一貫せる國體を有するものはありません。斯くて歐米學者間には、國法學研究の結果、國家法人説・君主機關説も生じたのであります。私が明治十七年東京大學三學部を卒業した時代には、學科は多く英語を以て教授せられ、讀む所の教科書は殆ど盡く英・佛・獨の原書であります。私の國法學の教師は獨逸人ラートゲン氏で、國家法人説の講義を聽いたのであります。故に國體論は、和漢書の閱讀によつて自得するの外はなかつた。是れ當時開國進取の皇謨に基き、知識を歐米に求め、人才を養成するに急にして、深く將來の利害を顧みるに暇のなかつたのに依るとは云へ、今日國體本義の明徴を政治問題とするの必要を見るに至つた禍根は、當時の人才教育方法の缺陷によつて蒔かれたものと云ふべきであります。然し當時のラートゲン教授の講義中、特に深き印象を與へられた一言があります。それは「國々により、其形體には、君主制とか共和制とか種々異同はあるけれども、國法學上、何れが優り何れが劣ると、其等差を論すべきものではない、皆何れも其國の歴史・民族性等により、宜しきに從つて成立したものである。云々。」此一言は、若かつた私の國體尊重の思想に、一段強き刺撃を與へたのであります。

獨逸のヒットラーは一國一民族説を唱へ、猶太人種を國外に放逐する等、非常の壓制政治を斷行しつゝある。此點に於ても、我邦古來殆ど一國一民族にして、少數の異民族は自然に容易に大和民族中に混化せられ、極めて仕合であります。近年朝鮮・臺灣の合併によつて急に異民族の數を加へたが、新參民族は舊來のまゝ地方的に土着安住し、毫も他の國々に見る如き忌むべき憂ふべき状態を見ず、漸次に皇道に依り一大民族として混成を見つゝあるのであります。

大和民族の特殊性は、古今を通じ貫して、義氣に富み死を恐れず、忠君愛國の念が最も強い。近くは満洲事件・上海事件に於て數々見る所の、我國體の下に養成せられた氣風であつて、太古より幾千年、深く國民性に生れつき、決して一時の風潮變遷によつて磨滅すべからざるものであります。今其一例を擧げんに、日本書紀第三卷神武天皇御東征戊午の年六月の條に曰く、

六月乙未朔丁巳、軍至<sup>ナカサト</sup>名草邑<sup>ナカサト</sup>、則<sup>ナカサト</sup>誅<sup>ナカサト</sup>名草戸畔者<sup>ナカサト</sup>、遂<sup>ナカサト</sup>越<sup>ナカサト</sup>狹野<sup>ナカサト</sup>而到<sup>ナカサト</sup>熊野神邑<sup>ナカサト</sup>、且<sup>ナカサト</sup>登<sup>ナカサト</sup>天磐盾<sup>ナカサト</sup>、仍<sup>ナカサト</sup>引<sup>ナカサト</sup>軍漸進<sup>ナカサト</sup>。海中卒遇<sup>ナカサト</sup>暴風<sup>ナカサト</sup>、皇舟漂蕩<sup>ナカサト</sup>、時稻飯命乃歎曰<sup>ナカサト</sup>、嗟乎吾祖則天神母則海神如何厄<sup>ナカサト</sup>我於陸復厄<sup>ナカサト</sup>我於海乎<sup>ナカサト</sup>。言訖乃拔劍入<sup>ナカサト</sup>海<sup>ナカサト</sup>、化<sup>ナカサト</sup>爲鋤<sup>ナカサト</sup>、持神<sup>ナカサト</sup>三毛入野命亦恨之曰<sup>ナカサト</sup>、我母及姨<sup>ナカサト</sup>、並是海神、何爲起<sup>ナカサト</sup>波瀾<sup>ナカサト</sup>以灌溺乎<sup>ナカサト</sup>、則踏浪秀<sup>ナカサト</sup>而往<sup>ナカサト</sup>。平常世鄉<sup>ナカサト</sup>矣<sup>ナカサト</sup>。云々。

是は我國史の第一丁に記されたる、實に熱烈なる忠義鐵石心の適例であります。爆彈三勇士を始めとし、最近まで毫も變りなき義に勇む我國民性であります。

又我邦の和歌に就て考ふるに、其章句は極めて簡単なるものであるけれども、古來上下を通じて盛に行はれ、極めて國民性に適し、其力天地を動かすと稱せられて居ります。之は和歌其自身の力と云はんよりは、和歌に依つて感動する日本人義氣の受感性の強い爲であります。西洋人が我歌詞の十七字又は三十一字と云ふ非常に簡単に、而かも感動を與へる力の強いのを怪むのも、眞に無理からぬことであります。左に二三の例を擧げます。

海ゆかばみづくかばね、山ゆかば草むすかばね、大君のへにこそしなめ、のどにはしなじ。  
此歌を聞かさるゝときは、陸海軍の將士は、如何なる危険をも忘れ、奮然突進の氣が押へ難くなるのであります。

明治三十七八年日露戰役中、明治天皇が農民の疾苦を思ひ遣り遊ばしたる御製があります。

子らは皆戰さのにはに出でて、翁や獨り山田守るらむ。

此御歌が當時民間に漏れ傳はり、山間僻地に至るまで人心に非常なる刺撃を與へたことは、著名的の事實であります。

傳説ではあるが、鷺宿梅の古事など、言ふに言はれぬ味があります。其昔、京都で一日行幸のあつたとき、或家の庭に一本の梅があり、真に美しく咲いたのが御目に留まり、御還幸の後、右の梅樹御所望の御沙汰があり、人夫が来て梅樹を掘取り持運び去らんとしたとき、其家の主婦が一枚の短冊を梅の枝に結び付けた。人夫等は梅樹を御所に持運び來つて御庭前に植ゑたので、御喜びになつて御覽せられると、ふと此短冊が御目に留まり、取つて御覽になると一首の歌が書いてある。

勅なればいともかしこし鷺の、宿はと問はゞ如何が答へん。

深く御感あり、主婦の心を察し給ひて直ちに梅樹を送り返して元の處に植ゑさせ給うたと云ふことであります。此歌の「勅なれば」の一旬は、日本精神の者にあらざれば深意を解し得ませぬ。奈良の正倉院の寶物が、千二百年の間、或る時は兵亂の爲め番人も無く、床下は乞食の住居となり、其焚火の痕跡が現に存して居る程なるにも拘はらず、完全に保存せられたのは、單に「勅封」の二字の威力に由ると云ふことは、日本人以外には解し得られぬ所であります。

前九年役の傳説に、源義家が安倍貞任の軍を破り、一騎にて貞任を追ひ撃つたとき、其負へる母衣の破れたのを見て貞任に呼びかけ、

衣のたては綻びにけり。

と言つたのに、貞任は馬を停めて振り返り、即座に、  
年を経し絲の亂れの悲しさに。

と答へたので、義家深く感心し、一時追撃を止めたと云ふことあります。此傳説の眞偽は暫く措き、斯かる傳説の存在することは、如何にも日本人の義の觀念に富みたることを證明するものあります。我々日本人の胸中には、一種言はれぬ高尚の義と云ふ氣分が潛んで居ります。之が實に我國體の基礎を爲して居つて、忠臣藏の芝居や、幡隨院長兵衛・清水次郎長などの講談や浪花節が民間に流行するのも、事に大小高下の差別はあるが、何れも義の一字に歸すのであります。

此義の心は、雲上の貴き御身と雖も變りはありません。賴山陽が延元二年二月金崎城陥落に付て記す所の日本外史の一節に曰く、

延元二年三月金崎城陥。新田義顯謂「皇子尊良」曰、「臣將種不可不死」。殿下與臣異、勿遽自裁。皇子笑曰、「吾視卿死豈可獨生」。因問「義顯自殺之方如何」。義顯曰、「視臣所爲。即拔刀自樹左脇、劃至其右、奉刀於皇子而伏。皇子取刀、血滑不可握、握以衣袖、自刃而死」。

又此義の心は男女によつても區別はない。左に笠井氏の天目山に武田勝頼を弔ふ文中の一節を掲げます。斯くて敵軍攻め寄せ来るや、勝頼は從容自若として、夫人北條氏及長子信勝（勝頼前妻織田氏の腹、時に十六歳なり）に向ひ、最早四圍皆敵なるが故に、一族郎黨俱に天晴れ最後を遂げ玉と碎けむこそ、武士の本望なれと、最後の覺悟を告げ、夫人に向ひて、

御身は此處より小田原へ落ち延び給へ、兄君氏政殿も、今こそ當家とは敵味方の間柄なれ、御身は眞の妹なれば、よもや疎略にすまじ。勝頼討たれぬと聞かば尼となり、後の世を弔ひ給へかし。  
と云へば、芳紀正に十九歳の夫人北條氏は、潛然涙の涙を押し拭ひ、

これは如何なる仰せ言ぞ、我夫様の御言葉とも覺え不申、乍不東妾も武士の娘、譬へ輿車に乗せて相模へ送らるゝとも、妾は歸らじ。夫婦は一身同體、願はしきは一蓮托生の縁、生きるも死ぬるも諸共に、妻の道を守るより外に望みなし。生きて嘆き見よとの御言葉、なか〳〵に御怨めしく候。

と、夫人は泣き伏し、侍女等諸共に泣悲しまる。

勝頼は夫人の健氣なる精神に感激し、悲痛の涙を催しながら、最期の水杯を酌まんとて、土屋總藏に命ずるや、總藏川水を銚子に汲み來つて勝頼に盃を捧り、勝頼先づ自ら之を飲んで夫人に渡し、夫人は之を受けて信勝に渡し、信勝之を土屋に與ふ。やがて夫人は懷中より折紙を取り出し、一首の辭世を認めて主君に呈して曰く、

黒髪の亂れたる世ぞはてしなき、思に消ゆる露の玉の緒。

夫人は更に懷劍にて黒髪を少し切り取りて之を乳母に與へ、辭世と共に小田原へ届け、最期の報を兄弟君氏政殿に傳へ呉れよと頼みたる後、端坐瞑目、合掌して法華經七の卷の一節を念誦し、懷劍を口に啣みて自刃す。土屋總藏勝頼の命を奉じて夫人を介錯す。最後まで夫人に附添ひたる十六名の侍女も亦悉く夫人と運命を俱にす。其中一名は左の辭世を遺せり。

唉く時は數にも入らぬ花なれど、散るにはもれぬ春の暮かな。

昔時日本武尊御東征の時、相州走水の沖にて尊を救ふ爲め入水せられたる弟橘姫の古事は、皆人の知る所であります。昭憲皇太后の御歌に、

船の上に君をとどめて橋の、今はとちりし心をぞ思ふ。

とあり、眞に有り難き御名歌であります。

右は單に人の知る歴史上著明の一例を掲げたのであるが、大小を問はず、斯かる境遇に處する斯かる例は無数にあります。

人間一般には死より重いものはないが、日本人には古來男女の別なく、死よりも義を重しとする習性がある。之が即ち大和魂であり、武士道である。義の第一が君恩に報ゆるもの、其次が父母の恩であつて、之を以て君に盡し國に盡す、忠君愛國の心は、如何なる壓力を以てするとも之を動かすことは出来ませぬ。此事を善く知らなければ日本人を知ることは出来ぬ。従つて、我國體を談することは出来ませぬ。若しも此義と云ふ性格が日本人に薄らぐ様な時代が來たならば、其昔天照皇大神が天岩戸に神隠れし給うたる時の如く、日本國の運命は極めて暗黒となるであらうことを斷言します。古語に「君恩等天地」とあるは、我國體の下にある日本臣民に依つてのみ、其眞意の了解が出来るのであります。

抑も我國體は、神代より其儘繼續存在するものであります。故に我日本國は神國と稱せらるゝのであります。他の國々の如く法人又は機關説を以て論することは當らぬ。法人と云へば、自然株式會社其他の法人を聯想し、國の存立が人民の申合によつて成りたるが如き感あらしめる。斯の如きは他國には敢て不可なしとするも、我日本國には全然當りませぬ。且つ法理論から見ても、國家は法律の認定によつて成立するものではないから、何れの國でも法人と云ふは穩かな説ではあります。

又我邦では、古來學者が國體と政體との語を區別して用ひて居ります。是れ天照皇大神の血統を受けさせられたる萬世一系の天皇の統治せらるゝ我邦に就てのみ云ひ得らるゝ語であります。

又我邦には、古來未だ嘗て皇位を奪はんとする叛逆人は一人もありませぬ。かの天慶の亂に於ける平將門の反亂行爲の如きも、史家の一説によれば、決して皇位を奪はんとするものではなく、單に同族間の争鬭に止まると云ふのが眞相の様であります。明治の御代に於て刑法・治罪法・御制定の際、皇室に對する罪の條を不必要とし、我國體の下に斯かる罪を犯す者は有り得べからず、宜しく削除すべしとの強き反対説のあつたことは、我邦に於てのみ聞くことを得べき美談と云はねばなりませぬ。源實朝の歌に、

山はさけ海はあせなん世なりとも、君にふたごゝろ我あらめやも。

とあるが、これは獨り實朝のみでなく、日本の全臣民の有する不動の誠心である。明治以後歐米の過激思想に感染し、幸徳・難波等の徒を出したのは、假令一時の熱狂者にもせよ、返すゝも殘念至極のことであります。

最後に一つ問題が起る。それは明治の初のことは暫く措き、最近三十餘年の久しき間、何故に法人及機關説が我邦に於て國體上議論の種とならず、昭和十年の今日に至り、斯く囂々然たる政治問題、殊に軍人間の熱烈なる議論となつたのであるかと云ふことであります。

明治の初め以来、西洋の書物を読み、若くは翻譯書其他に依つて西洋の事情に通じて居つた者は、政治を談ずる上に於ては、皆何れも少くとも人權論や法人説には接觸して居つたのであります。當時民選議院の説を爲す者、國會開設を請願する者は勿論のこと、憲法其他法律・勅令等起草の任に當つた者は、皆右の思想に觸れて居つたのであります。加藤弘之氏の如きは、明治天皇の命に依つてブリュンチユリーの國法汎論を御進講申上げられました。是等の人々の中には、維新後日淺く、熱烈なる勤王家も多かつた。何れも決して大義名分を誤り國體を疎略にする様な考の人ではない。私の如き、種々の洋書を讀み、又東京大學に於てラートゲン教授の國法學の講義を聽いたときも、何の氣も付かず、單に學説として軽く聞き、國體に觸れるとも何とも考へて居らなかつた。事は異なるが、當時大學に於て經濟學の講義を聽いたときは、参考にカール・マルクスの説も読み、オーウエンやフーリエの説も見たのである。是等は何れも共產主義の學説を唱へたものであつたが、私は單に實行上可能性なきユートピヤ論として、齒牙に懸けなかつたのであります。尤も當時主權論などが新聞・雑誌・著書等に於て文壇を賑はしたことはあつたが、國體に關する重大なる政治問題としては取扱はれて居らなかつた。亦以て上下一般西洋心醉の如何に深かりしかを知るに足るであらう。

大正三年歐洲大戰と共に歐米に危險思想の蔓延を見、終に我邦にも波及し來つて、政治家や教育家が漸く心配する様になつた。殊に露國革命は共産黨の勝利に歸し、盛に國の内外に向つて赤化宣傳が行はれた結果、我邦にも之に感染して、共産黨の組織を企てる者があり、各地各方面に於て盛に勞働爭議・小作爭議を生じ、學生間にはマルクス研究の流行を見るに至つたので、政府は之れが防壓策として、大正十四年四月二十二日法律第四六號を以て治安維持法を制定したが、後ち昭和三年緊急勅令一二九號を以て同法を改正しました。其條文は左の如くであります。

第一條 國體ヲ變革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者、又ハ結社ノ役員其他指導者タル任務ニ從事シタル者ハ、死刑、又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役、若ハ禁錮ニ處シ、情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者、又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行為ヲ爲シタル者ハ、二年以上ノ有期ノ懲役、又ハ禁錮ニ處ス。

私有財產制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者、結社ニ加入シタル者、又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行為ヲ爲シタル者ハ、十年以下ノ懲役、又ハ禁錮ニ處ス。

(以下略)

昭和五年四月二十二日海軍制限に關する倫敦會議の結果調印したる條約は、當初我政府に於て決定せる方針に變更讓歩を加へ、將來我海軍勢力上に憂ふべき結果を來すので、海軍部内に議論沸騰し、其手續上大權の干犯ありとまで論する者あるに至り、天皇大權に就ての論究に著しく注意を惹き起し、従つて一般に、就中軍部方面に於て、國體の擁護に就て一層力を致すの傾向となりました。此頃から、從來の國軍と云ふ語が、何時となく皇軍と云ふ語を用ふることに變り、議會に於ても、近來は陸軍大臣其他の發言中、國軍と云はず皇軍と云はるゝ様になりました。又昭和七年の不祥なる五・一五事件も、倫敦海

軍制限條約大權干犯問題に遠因する所があると思ひます。

是より先世界大戰中、獨逸カイゼルは露國に革命を誘發して、露國を混亂狀態に陥らしめんことを企圖し、豫て露國革命黨中の有力者レニン等を手なづけて、危險思想を露國に輸入傳播せしめつゝあつたが、其計畫は圖に當つて、露國は戰敗に戰敗を重ね、終にボルセビスマの勝利となり、世はレニンの天下となつた。是れ實にカイゼルの巧妙なる思想戰術である。然し爾に出づるものは爾に反るの譬に洩れず、獨逸は其後露國から危險思想の逆輸入に苦められ、終にヒツトラーの一大英斷を以て獨逸共産黨に大彈壓を加ふるの已むを得ざるに至つたことは、世の周く知る所であります。

歐洲大戰は種々有益なる經驗を我陸海軍に與へた。曰く科學兵器、曰く國民總動員準備、曰く防空、曰く何、曰く何。而して其中思想戰に對する豫防は最も大切なものゝ一であります。又前に掲げた治安維持法第一條の國體擁護と共産主義禁止とは最も肝要で、就中我國體に關する思想の動搖は最も恐るべきものであります。萬々一我國體思想に動搖があるときは、國民の舉國一致の精神に龜裂を生じて、我が精銳無比の陸海軍も、其精神の集中統一を失ひ、他國の陸海軍と選ぶ所なきに至るや必せりであります。是れ近時國體論が、輪廓の大なる大義名分論から、更に進んで精細なる哲理を論究するの域に入り、就中軍部に於ける主張の痛切を極むるに至りたる所以であります。苟も日本國民たる者は、我國體思想の動搖は、日本民族の致命傷たることを常に覺悟し、深く留意せねばならぬ。獨逸の名將ルーデンドルフ將軍も、其近著總動員戰爭論に於て、我國體を羨望激賞して居るのであります。

私は茲に謹で明治天皇の御製一つ二つを奉掲して本論を結ばうと思ひます。明治天皇は我が皇道の権化にましまし、義は君臣にして情は父子の御心を以て、四十有五年日本國を統治し給ひ、我邦歴史上、文化・富力・共に無比の強大國と成し給ひました。茲に掲ぐる御製は、天皇の御苦心と、國民に望ませ給ふ深き御心とを、畏れながら推察し奉る事が出来る此上もなき尊き御遺訓であります。

あかつきのねざめしづかに思ふ哉、わがまつりごと如何あらんと。  
國の爲いよ／＼つくせ千よろづの、民よこゝろを一つにはして。

昭和十年十一月二十七日

男爵阪谷芳郎謹述

昭和十年十二月十四日印刷

昭和十年十二月十八日發行

發行所 東京市麴町丸ノ内壹丁目壹番地貳

編輯人兼 澄澤事務所

東京市赤坂區青山高樹町拾貳番地

高田利吉

印刷人 松井方利

東京市深川區白河町四丁目壹番地壹

印刷所 東京印刷株式會社

東京市深川區白河町四丁目壹番地壹

終

